

(別紙)

1 審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
2 審査請求に係る開示決定等 (開示決定等の種類) <input type="checkbox"/> 開示決定 <input type="checkbox"/> 一部開示決定 (該当不開示条項) <input type="checkbox"/> 不開示決定 (該当不開示条項)	(1) 開示決定等の日付, 記号番号 (2) 開示決定等をした者 (3) 開示決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報開示請求書 (写し) ② 保有個人情報の開示をする旨の決定について (通知) (写し) 又は保有個人情報の開示をしない旨の決定について (通知) (写し) ③ 審査請求書 (写し) ④ 理由説明書 ⑤ 開示の実施を行った保有個人情報に記載された行政文書[法 人文書] (写し) ⑥ その他参考資料
7 諮問庁担当課, 担当者名 電話, 住所等	

(注1) 2の「(開示決定等の種類)」については, 該当する開示決定等の口をチェックすること。

また, 一部開示決定又は不開示決定の場合には, 該当不開示条項(法第78条各号, 第79条又は文書不存在)を記載すること。

(注2) 4の「諮問の理由」については, 例えば, 「原処分維持が適当と考えるため。」, 「全部開示とすることが適当と考えるが, 第三者の反対意見書が提出されているため。」など, 諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

(注3) 6の⑥の「その他参考資料」とは, 第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や, 行政不服審査法第11条の総代, 第12条の代理人又は第24条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面等である。